

令和 3 年 9 月 22 日

市政記者クラブ 様

中村区区政部市民課
担当：安藤（453-5331）

個人情報の記載された書類の紛失について

中村区役所市民課において、下記のとおり個人情報の記載された書類の紛失がありましたので、ご報告いたします。

記

1 発生年月日

令和 3 年 9 月 16 日（木）

2 紛失した個人情報

(1) 紛失した書類

「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」

※マイナンバーカードの申請者あての住所に送付し、交付の際に区役所に持参していただく書類（はがき）。以下「交付通知書」と省略。

(2) 該当文書に含まれる個人情報

A さんの住所、氏名

3 紛失の状況

9 月 16 日（木）14 時 30 分頃、小学生の A さんのマイナンバーカードの受け取りのために、A さんと A さんの母 B さんが区役所窓口に来庁され、受付担当者が B さんから交付通知書を回収して交付担当者に引き継ぎ、交付担当者が B さんにマイナンバーカードを交付しました。

同日 17 時 30 分頃に当日の集計作業をしていたところ、通常は受付時に回収する交付通知書と、交付時に記入していただく受領書が保管されているべきところ、A さんの交付通知書が見当たらず、市民課事務室内その他可能性のある場所を念入りに探しましたが、現在にいたるまで発見されていません。

4 対応

9 月 17 日（金）午前に B さんに状況を説明するとともに謝罪をしました。

5 原因

交付通知書と受領書を保管する際の確認が不十分であったため。

6 再発防止策

(1) マイナンバーカード交付時に、交付通知書と受領書が保管されていることを交付担当者が確認するため、双方の書類に同じ通し番号を付番して、番号が一致していることを確認したうえで保管する。

(2) 業務時間内に交付担当者とは別の職員が上記（1）の確認を随時行い、ダブルチェックを行う。

(3) 職員に対し、個人情報の取り扱いに関する注意喚起を継続的に行い、再発防止に努める。